

喜多方市では 教育旅行を応援します！

令和4年度 教育旅行に関する助成制度について

- ・きたかたで田舎体験やってみんべえ事業（新規）・・・P1
- ・教育旅行関係者モニターツアー事業（継続）・・・P2
- ・グリーン・ツーリズム教育旅行誘致促進事業（継続）P3
- ・教育旅行等緊急帰宅支援助成事業（継続）・・・P4

【お問合せ】

喜多方市産業部観光交流課グリーン・ツーリズム推進室

TEL：0241-24-5237 FAX：0241-24-5284

【目的】

- 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた農業・農泊体験等を行う教育旅行の早期回復を図り、都市と農山村の交流拡大と農業をはじめとする地域産業の活性化を目的とする。

【内容】

- 市内で農業体験等を行う学校の児童・生徒及び教職員が、市内の農家民宿、旅館又はホテルへ宿泊する場合に宿泊料金の一部を助成する。
- 市内で農業体験等を行う学校の児童・生徒及び教職員に対し、市内の飲食店、土産物店及び小売店等で利用できるクーポン券を発行する。

【教育旅行宿泊支援】

市内で農業体験又は2時間以上の滞在をする児童・生徒及び教職員が、市内の農家民宿、旅館又はホテルへ宿泊する場合に、1泊につき2,000円を助成する。

- ・1泊 2,000円（上限3泊）

【クーポン券発行】

市内で農業体験又は2時間以上の滞在をする児童・生徒及び教職員に対し、市内店舗で利用できるクーポン券を発行する。

- ・体験等のみ
1人 1,000円分（500円券2枚）
- ・市内宿泊を伴う場合
1人 2,000円分（500円券4枚）（上限2,000円分）

【例】 助成額の目安

（児童・生徒及び教職員1人当たり）

- 1泊2日で農業体験等（1回）及び市内宿泊（1泊）する場合
 - ・宿泊助成 2,000円
 - ・クーポン券 2,000円分
- 2泊3日で農業体験等（2回）及び市内宿泊（2泊）する場合
 - ・宿泊助成 4,000円（2,000円×2泊）
 - ・クーポン券 2,000円分
- 日帰りで2時間以上の滞在をする場合
 - ・クーポン券 1,000円分

【目的】

- 本市での農業・農泊体験を行う（予定する）教育旅行関係者を対象に、事前視察に要する経費の一部を助成し誘致拡大に向け推進する。

【内容】

- 対象者：学校の教職員、PTA等学校関係者、教育旅行を取扱う旅行会社社員等
- 人数：1校（1社）につき3名を上限とする
- 参加費：1名 5,000円
- 対象経費：・農業・農泊体験料
 （農泊の場合は全額、その他市内宿泊施設の場合は 3,000円を上限）
 ・交通費（公共交通機関利用）及び市内視察に係るタクシー代
- 行程：・日程は1泊2日又は2泊3日とする
 ・農作業体験又は受入農家の視察を行うこと
 ・詳しい行程等は要相談



【例】 助成額の目安

- 東京都内の学校教職員 1名、保護者 1名、旅行会社 1名が1泊2日で農業体験及び農泊体験を行った場合
 - ・農業体験 1,650円（農泊セット割引（昼付））×3名=4,950円・・・A
 - ・農泊体験 7,700円（1泊2食付）×3名=23,100円・・・B
 - ・交通費（鉄道） 19,540円（往復）×3名=58,620円・・・C
 - ・市内視察タクシー代（1台） 4,500円/時間×4時間=18,000円・・・D
 助成額 A+B+C+D= 104,670円

【目的】

- 教育旅行（農業・農泊体験）中に教職員（引率者）が行う児童・生徒の見回りを行う際に要するタクシー代の一部を助成し、教育旅行における学校側の経費の負担を軽減する。

【内容】

- 農業体験のみの場合：上限27,000円（4,500円/時間×6時間分）
- 農業体験+農泊体験の場合：上限36,000円（4,500円/時間×8時間分）

【例】 助成額の目安

- 日帰りで農業体験を行う学校が、タクシー車を2時間、B車を3時間利用した場合
 - ・A車 4,500円×2時間=9,000円・・・A
 - ・B車 4,500円×3時間=13,500円・・・B
 - 合計 A+B=22,500円
 - 助成額 22,500円



- 農業体験と農泊体験を行う学校が、タクシーA車を3時間、B車を3時間、C車を3時間利用した場合
 - ・A車 4,500円×3時間=13,500円・・・A
 - ・B車 4,500円×3時間=13,500円・・・B
 - ・C車 4,500円×3時間=13,500円・・・C
 - 合計 A+B+C=40,500円
 - 助成額 36,000円（上限）

【目的】

- 教育旅行中に体調不良や新型コロナウイルスの濃厚接触者に該当する可能性が発生した場合など、特別な事情により帰宅が必要となった生徒・児童の帰宅に要する費用を助成 する。

【内容】

- 児童・生徒の場合（保護者等の自家用車 で帰宅の場合は支給なし）

対象経費	上限額
公共交通機関等の実交通費	10,000円

- 保護者等の場合

帰宅方法	対象経費	上限額
自家用車	37円×往復の移動距離（km）	10,000円
公共交通機関等利用	1名分の実交通費	

【例】 助成額の目安

- 児童・生徒及び保護者等が、公共交通機関（喜多方市～東京都内（新幹線利用））により帰宅した場合
 - ・児童・生徒 公共交通機関等利用料金 9,500円・・・A
 - ・保護者等 公共交通機関等利用料金（往復） 9,500円× 2 = 19,000円 上限10,000円・・・B
 - 助成額 A + B = 19,500円
- 児童・生徒及び保護者等が、自家用車（喜多方市～東京都内 往復700km）により帰宅した場合
 - ・保護者等 自家用車利用（往復） 37円×700km = 25,900円 上限10,000円
 - 助成額 10,000円